

内閣参質二一三第六八号

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出不法滞在の外国人男性に埼玉県知事が感謝状を渡したことで、行政庁が不法滞在者を容認しているという誤解を与える可能性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出不法滞在の外国人男性に埼玉県知事が感謝状を渡したことで、行政庁が不法滞在者を容認しているという誤解を与える可能性等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「難民認定申請者が関わっている事が明らかな法人等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現することが重要であると考えており、関係機関が緊密に連携を図り、不法就労者、不法滞在者等の取締り等に取り組んでいるところ、引き続き、これらの取組を推進してまいりたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねは特定の都道府県知事が行った感謝状の贈呈を前提としたものであるところ、お尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

不法滞在者による個人住民税の納付の有無及びその額については、網羅的に把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「不法滞在外国人が、難民申請を繰り返す以外の方法で、日本に滞在できる手段・態様」については、これを公にすることにより、退去強制手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、政府としてお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、本邦からの退去を拒んでいる者については、適切に対処してまいりたい。